

令和3年10月1日実施 たばこ税手持品課税 県納付書の記載について

【記載例】

○ 令和3年10月1日実施の 県たばこ税 手持品課税に係る納期限は

令和4年3月31日（木） です。

※ 申告書を提出された後、納期限まで、5か月間ありますので、納付（納期限）をお忘れにならないようご注意ください。

（注1）納期限を経過して納付されますと、納付すべき税額以外に、延滞金を納付していただく場合がありますので、必ず期限内に納付してください。
（納付できる金融機関等は、3枚目の裏面に記載されています。）

（注2）税額は、1円単位で記入・納付してください。

（注3）納付書は、提出した申告書ごとに記入・納付してください。
（例：当初申告100円と修正申告50円がある場合、当初申告分（100円）と修正申告分（50円）を、それぞれ別々に、納付書を作成し、納付する。）

（注4）国たばこ税、県たばこ税、市町村たばこ税、それぞれ納付書がありますので、お間違えのないようご確認の上、税額等を、それぞれ正しく記載願います。

○ 県納付書は、3枚複写です。

1枚目に記入いただくと、2枚目・3枚目に複写されます。

記入が必要な箇所は、記載例の で囲っている部分です。

① 「道府県たばこ税の手持品課税納税申告書」の、「申告者」欄に記載された申告者の住所、氏名、代表者名を記入します。
なお、申告者の住所と営業所又は貯蔵場所が異なる場合は、営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称も併せて記入してください。

② 該当する申告区分に○印をつけてください。

③ 税額欄に「道府県たばこ税の手持品課税納税申告書」の道府県税の「納付すべき税額」と同じ金額を記入。
合計欄に税額欄と同じ金額（税額の先頭に「¥」）を記入。
※1円未満切り捨て

道府県たばこ税領収証書 (公)

【一枚目】

都道府県 和歌山	口座番号 00990-0-960115	加入者 和歌山県会計管理者
所在地及び氏名又は名称 〇〇県〇〇市〇〇〇1-1 株式会社 和歌マート 代表取締役 和歌 太郎		県たばこ税 (令和3年10月1日実施) 手持品課税用
(〇〇県〇〇市〇〇〇1-2 和歌マート 〇〇店)		
3	申告期間 一年一月分 (から 一年一月分)	申告区分 申告修正決定
税額	01	500
延滞金	02	
過少申告加算金	03	
不申告加算金	04	
重加算金	05	
合計額	06	¥ 500
納期限	令和4年3月31日	
課税事務所	和歌山県 総務部 総務管理局 税務課	

上記のとおり領収しました。(納税者保管)

◎この納付書は、3枚1組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。